

建設常任委員会記録

令和元年9月13日（金）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時51分

○出席委員（7名）

3番 坂本 崇 委員 6番 蛭名 正樹 委員 10番 野村 太郎 委員
11番 外崎 勝康 委員 14番 松橋 武史 委員 18番 石岡 千鶴子 委員
19番 一戸 兼一 委員

○出席理事者（2名）

建設部長 天内 隆範 建築住宅課長 木村 和彦

○出席事務局職員（2名）

議事係長 蝦名 良平 書記 成田 崇伸

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

議案第35号 弘前市営住宅条例の一部を改正する条例案

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第35号弘前市営住宅条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（天内隆範） 議案第35号弘前市営住宅条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、青葉団地市営住宅建替事業に伴い、青葉団地市営住宅の共同施設として駐車場を設置し、使用料を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

まず、条例案の本則ですが、市営住宅条例別表3へ青葉団地の名称、位置及び使用料を加えます。

改正内容といたしましては、別表第3駐車場の、「桜ヶ丘団地」の項の次に、左側の名称の欄に「青葉団地」、中央の位置の欄に「南大町二丁目」、右側の使用料の欄に「2,090円」を加えるものであります。

次に、附則である施行期日につきましては、青葉団地駐車場の供用開始日である令和元年12

月1日から施行いたします。

次に、2の準備行為につきましては、青葉団地駐車場に係る使用に係る申請、許可その他の必要な行為を、施行期日である令和元年12月1日以前においても行うことができるようにいたします。

以上が本条例案の概要となりますので、よろしく御審議をくださるようお願い申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○19番（一戸兼一委員） まず、駐車場はいいのですけれども、除雪費というのは、除雪というのはどういうふうに市営住宅の場合はなっているのか。県営住宅ではしょっちゅうトラブルになるのだけれども、その辺はどうなのか。あと、この条例は市営住宅条例の一部改正だから、市営住宅の場合、共益費というのはどういうふうになっているのか。あと、あそこの町内組織というのはどういうふうになっているのか、その辺についてお聞かせください。

○建築住宅課長（木村和彦） 除雪費については、年1回を見込んでおります。年1回の除排雪を見込んでおります。（「市がやってあげるということですか」と呼ぶ者あり）そうです。共益費については月2,000円となっております。あと町会組織もあります。

○19番（一戸兼一委員） 年1回市で除雪する、排雪する、どっちかはっきりしないけれども、そのほかは駐車場の利用者がやるのか。よくトラブルになっているのが、せっかく片づけたのに隣の人たちがまた雪をおろしていったとか、若い人たちはまるでルールを無視で雪のないところにおろしていくと。雪を乗せたまま走って行って、雪を片づけたほうに行って雪をおろしていくという行為も見られる。では、みんなが、駐車場を利用している人がやるのであって、駐車場を利用している人が、していない人に対しては駐車場を利用している人が迷惑がからないようにやるとか、その辺はしっかりと今まで、市営住宅はいっぱいあるわけだけれども、きちんとできているのかどうか。

それから、共益費2,000円は誰が集めるのか。それから、何のための共益費2,000円なのか。

町会組織というのがあると言うけれども、町会長も決まって、きちんとした組織として、町会連合会とか、地域の町会連とかに加入もしているのか。その辺はどうなのですか。

○建築住宅課長（木村和彦） 駐車場の除排雪は利用者がやるということで、団地の中でルールを決めております。町会長が先頭に立ってそこを徹底してやってございます。

共益費は電気代となっております。電気代です。（「電気代のみか」と呼ぶ者あり）町会費を含めての共益費となっております。エレベーターの電気代も含めた内容となっております。

連合会には入っております。町会長のほうも決まっております。

○19番（一戸兼一委員） エレベーターも入っているということだけれども、エレベーターの年1回の維持点検費とかは市で持つ。その他電気代とかは町会で払うことになっているということでしたけれども、除雪費も年1回しかやらなければ、通常歩くところの通路の部分の除雪というのは町会がやるということになるのかどうか。

それとまた、今回のプランを見ると確かに大分、当初の、皆さんがプロポーザルでいいと選んだ案は植え込みがいっぱいあったり、除雪の邪魔になってほとんどやっつけられないような、除雪もできないような状況でいた、それが今、何もなくなってきている。新しい設計では、植え込みなども少なく除排雪しやすいようにしているかもしれないけれども、雪を置くところはあるのですか。年1回は除雪を市でやる。これ除排雪なのか、除雪なのか排雪なのかしゃべっていないけれども、利用者がやる場合に雪置き場はあるのですか。

○建築住宅課長（木村和彦） まず、エレベーターの保守点検ですけれども、そこは指定管理の

中でやってございます。通路の除雪の件ですけれども、町会が先頭になって入居者が協力し合ってやってございます。排雪場は、駐車場の空きスペースや団地内に整備する幼児遊園が雪捨て場となっております。

○19番（一戸兼一委員） 冬のことを考えれば、1.5メートルも重要なわけだから、1.5メートルは影響ないと若い人がしゃべっていたけれども、1.5メートルがずっと、20メートルもあればそこにも雪が置けたわけだよ。影響がないのではないのだよということでしたら、雪を置くところがないと騒がれないようにしないといけないのです。1.5メートルあれば雪置けたでばなとされれば何と答えるかだ。部長、笑っていないで。私が行って片づけますというくらい言ってほしいなと思います。以上。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第37号 弘前市青葉団地市営住宅建替事業に係る損害賠償請求の調停の成立について

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第37号弘前市青葉団地市営住宅建替事業に係る損害賠償請求の調停の成立についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（天内隆範） 議案第37号弘前市青葉団地市営住宅建替事業に係る損害賠償請求の調停の成立について御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

本案は、弘前市青葉団地市営住宅建替事業において、設計業務委託の受託事業者等が市の規則に適合しない設計をしたことにより、市が6405万290円の損害を受けたため、平成30年9月28日、議案第93号をもって議決を経て、平成30年10月29日付で弘前簡易裁判所へ調停申立書を提出し、調停手続を進めていたところでございます。

このたび、令和元年7月2日の第4回調停におきまして、調停委員会より調停案が提示されたことを受けまして、市としましては、調停案に合意し調停を成立させようとするものであります。

2、相手方の住所、氏名であります。一つは設計業務委託の受託事業者である株式会社で設計、もう一つは実際に設計図書を作成した建築士である設計者個人となり、2者を相手方とするものであります。

3、調停の経過であります。これまで4回の調停を行っており、調停委員を介し、主張や

反論をしております。

本年7月2日に行われた第4回調停におきまして、相手方が提示された金額案に合意する意向となったことから、調停案の提示があったものであります。

次に、4、解決金額についてであります。 (1)損害額の認定であります。資料の3ページの6、損害賠償請求額の内訳とあわせてごらんください。

資料1ページの(1)、アの部分でございますが、ナンバー1、A棟居住性能改善工事費につきましては、市が請求した5547万9600円に結露対策分も含まれているということで、その分を控除した4559万7600円と、ナンバー6、測定試験に要した費用167万4000円が認定されております。

ナンバー2は、結露対策分を除くと損害額は発生しないと認定され、ナンバー3からナンバー5は、設計上の瑕疵と因果関係が認められないことから損害が発生していないものと認定されたものであります。

続きまして、イ、損害として認定されたのは遮音対策部分の費用であります。遮音対策部分の工事内容は、遮音対策のほか結露対策としての効果をあわせ持つため、アの遮音対策部分の費用のうち、遮音性能分としての費用は、4559万7600円の6割と認定されております。

続きまして、ウの過失の程度については双方同じく50対50と認定されております。

資料2ページ目をお開きください。(2)解決金額の算定であります。ごらんのとおり、先ほどの調停案どおりに計算いたしますと1451万6280円となります。

次に、5、調停委員会から提示された調停案ですが、1、相手方は、申立人に対し、連帯して、解決金として1451万6280円の支払い義務があること。その支払い方法は3回の分割払いとなります。調停条項案は、資料に記載のとおりでございます。

次に、7、調停の成立についてですが、調停申し立てを行った目的は、当事者だけではなく、第三者である裁判所の立場から、本件の問題における客観的な解決策などを提案してもらい、双方合意することとしておりました。これにより、調停委員会より提示された調停案に対して相手方が合意する意思を示したことを受けまして、市におきましても裁判所の判断を尊重し合意しようとするものであります。

続きまして、8、議決の必要性であります。平成30年第3回定例会におきまして、市は、第2項の調停または第3項の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と調停を成立させ、または和解することができるとして議決をいただいております。

今回の場合、調停委員会が示した調停案に双方が合意する形となることから、改めて議決をいただかなくても調停を成立させることが可能であります。市といたしましては、申し立て時に議決をいただいた請求額と解決金とに大きな開きがあることから、今回改めて議決をお願いすることで市民に対しまして説明責任を果たしたいとの判断をしたものであります。

9、今後の方針についてあります。議決を得られた場合は、10月1日に行われる第5回調停におきまして、調停案に合意し調停を成立させていただきます。また、議決を得られなかった場合は、相手方の譲歩がない限り調停不成立となることから、不法行為による損害賠償請求訴訟を提起することとなります。

なお、参考資料といたしまして、平成30年9月28日議案第93号をもって議決をいただいた議案の写しと総務常任委員会において使用された資料を添付しております。

以上が議案第37号の提案理由に関する趣旨説明となりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（野村太郎委員） 質疑に先立って一言申し上げたいのが、一応私も去年9月のこの調停の議決において賛成している立場ですので、今回、調停の、載っている内容そのものに関しての質疑はしないし、かつ反対するつもりもないのですけれども。それは申し添えておきたいと思うのですけれども。

ただ、やはり今回のこの議案の提出、私の短い議会人としての活動の中でも、1回調停にゴーを出した、そして合意もすることができるというふうな議案を通した後にこういった、また調停案に、内容に合意したものに対して議決をするというのは記憶にないのでございますけれども。必要性というところで、説明責任を果たすというふうなことなのではございますけれども、この議決の必要性という文書を見ていると、必要性はやっぱりないように見えるのです。ただ単に説明したいから議案を出したのですというだけでしかなくて必要性はないのです。そういう点でいうと、今回これを出した理由というものをもう少しちゃんと詳しく説明してほしいということと、あとこのような議案の提出というものが過去にあったのか、そここのところも含めてこの必要性について御答弁いただきたいと思っております。

○建築住宅課長（木村和彦） 改めて議決をとる必要性があったのか、これまでこういう実績があるのかということでもありますけれども。

まず、地方自治法の第96条第12号で議決を受けることになっているのですけれども、まず地方自治法の解釈上、当初の調停案と解決案と大きな開きがあった場合は議決をとることが必要であろうというような解説があったことと、先ほど部長からも言いましたけれども、改めて市民の方に説明責任を果たすということで議決を得るということで判断したものでございます。

それと、過去の実績があるかということでもございますけれども、これまで実績はございません。

○10番（野村太郎委員） 答弁ありがとうございます。

自治法上に、大きな開きがあった場合には議決をやらねばならないという、そういう解釈をしたということでもございます。しかしながら、こういった前例はないということですね。そういう点でいうと、今回出したというのはそれはそれでそうやって判断したのだからいいのかもしれないし、よくないのかもしれないけれども、それは理事者側の判断なのだと思うのですけれども。

何をもちて乖離していると判断するか。要するに、当初想定した和解というものに対して大きな開きがある場合というけれども、何をもちて、どの尺度をもちて大きな開きがあるというふうに解釈するのか。というのは、これをちゃんとがちっと整理しておかないと、今後も同様にこの弘前市政が続く限りこういった調停というのは必ず出てくる。そのときに、あのときはあなたたちは必要性があると言ったけれども、何で今回は必要性がないでそのまま合意したのかとかということで、これが悪い先例になってしまうように私は思うのです。そういう点でいうと、質問としては、必要性を認めた大きな開きというのは一体どういう基準で、どういう形で判断したのかところをお願いします。

○建築住宅課長（木村和彦） まず、調停で主張する際にはあくまでも市には落ち度がないということで主張しましたがけれども、調停の中で、市としては床の性能を100%で見えていたのですけれども、その中で結露部分もあったということ、調停を受ける中で、市でも実際結露の性能があるということ、それと過失割合も5・5になったのですけれども、それでも市には落ち度はないというふうな主張であったのですけれども。その調停の中で、上がった設計書の成果

品の中に市にも見落としがあったということも、我々のほうで判断したということも踏まえて、そこを総合的に考えて、実際は請求額が6400万円なのですけれども、過失割合を総合的に見た中で、客観的にいえばちょっと開きがあるということも、総合的に判断して今回の合意に至ったところでございますけれども、今後についてもやっぱりその辺はケース・バイ・ケースになると思っております。

○10番（野村太郎委員） これは質疑ではなくて答弁漏れなので。要するにどういう基準でやるのかということなのです。ケース・バイ・ケースだとそこがわからないから、行政のやることなのだからある程度、ここの線を越えたらまねなというようなことをちゃんと統一しておかないと悪い先例になるでしょうという話で私は今質疑をしたので、今回のこの個別の判断の過程ではなくて、今後いわゆる調停というものに臨む上での判断の基準ということを知りたいので、そこをちゃんと御答弁願います。

○建築住宅課長（木村和彦） 明確な基準というものはございませんけれども、今後、所管課の法務文書課とも協議しながら、今後について検討していきたいと思っております。

○10番（野村太郎委員） 質疑はしません。でも、今言った統一した、いわゆる判断基準というものは、これを悪い前例にしないためにも、そして恣意的な議案提出にならないように、これは行政としては大変重要なことだと思いますので、しっかりと基準というものを明確につくって後は臨んでいただきたい。これは切にお願いいたします。もし何か御発言があるのだったらお願いします。

○建設部長（天内隆範） 今、野村委員が申し上げたとおり、調停というものはお互いの話し合いの中で妥協点といいますか、着地点を設けるものですので、やはり請求したものと同一結果にならないということもままあるものだと思います。ただ、やはり請求するに当たっても、調停を組むに当たっても、やはり市としてきちんと、今回のような、途中で主張したことを大分下げるような形の調停の請求は今後厳に慎むべきだと思います。きちんと調停を進めるのであれば、きちんと精査して自分たちの正当性がきちんと認められるようなくくりをして、今後こういうふうな大きな開きとか、議決をいただいたときの答弁の中では市のほうに落ち度はなく請求もこうだったという話と乖離しないようにきちんとやっていくことと、なかなかどの程度の割合というのはないと思うのですけれども、やはり市の主張の大部分が認められたときは、やはりそれは正当であるのかなと。

今回の場合は、市のほうで当初皆様に申し上げたものと大分後退した形で、うちほうで調停を認めたという形になっていると私たちは判断したので今回上げさせていただいております。以後、先ほど建築住宅課長も言いましたけれども、市内できちんとした基準とか考え方を持って進めたいと思います。

○委員長（外崎勝康委員） 野村委員に申し上げます。先ほど話がありましたような、そういった資料の請求はないということですか。（「ないです。それは要望でありますので、そういった形をつくってくださいという要望です」と呼ぶ者あり）

○14番（松橋武史委員） 幾つかあるのですが、今、野村委員に説明があった部分についてはある一定の理解をいたしました。部長からの議案の説明の中で、3ページの議決の必要性、私も野村委員同様、昨年9月、第3回定例会で、同じメンバーで議決を経ております。ですので、この議案の提出の必要性については前例がないということでありまして、特別なことであったということが理解できました。

そこで部長、今のやりとりの中で、市として、申し立て時に議決を得た請求金額と解決金に

大きな開きがあったと、市はそのような認識をしているというようなことをお話しされました。そうなのかというところが1点です。

それと、ここでの説明の中で、その後「あえて議決を求め」の部分を「改めて」と表現しました。これについて、「あえて」と書いているものをなぜ「改めて」という表現にしたのか。それと、ここでいう「あえて」という意味です。「あえて」というのは、いろいろな意味があります。この場面における「あえて」の意味です。そこをお知らせいただきたいと思います。

また、「改めて」という言葉を使いました。「改めて」というのは、前にあったことをもう一度するという意味かと思いますが。それは初めてこの場所に出てきた言葉でありますから、こうして〔資料掲示〕、調べてきておりませんが、私も中学校時代に国語を習っていますから。その中で思うには、「改めて」というのは、いま一度だとか、前にやったことをもう一度ということだと思います。その言葉を使ったが、「改めて」の意味です。そこもお知らせいただきたいと思います。

それと、市が議決を得た請求金額と解決金に大きな開きがあったということを、今ここで部長もお認めになりました。しかしながら、なぜ調停に合意をする判断をしたのか。今ここで部長は、請求金額と解決金に大きな開きがあると議案の説明をいたしました。もしそれがそうであれば、私は去年の9月議会——第3回定例議会において、調停をしてもよし、そして損害賠償請求、提訴をしてもよしという議決をしております。この整合性というか、それに対しての説明がありません。それについてもしっかりと説明を求めるものであります。

それと……議決の必要性について大きく二つ理由を挙げているわけですが、一つは今言ったことと、もう一つ、市民に対する説明責任。これについては、あえて議決を、我々に改めて議決を求める方法以外にも最良の方法があると思うのです。これまでもやってきました。なぜそうなのか。市民に対する説明責任を果たすのであれば、いろいろな方法、これまでも最良の方法でやってきました、市長の市民に対する説明責任についても。これについて、なぜこの方法を選んだのか。これは後づけであるのです。市民に対する説明責任というのは、あえて議決をした、改めて議決を求めたことの後づけにしか思えない。議会に再提出する、あえて議案を提出することではなくて、説明責任については今回の方法のほかに最良の方法があると思っています。また、この議決を求めた後においても、説明責任を果たすのであればどのように説明責任を果たすのか。それも加えてお知らせ願いたいと思います。

それと、議決を得られなかった場合、「調停不成立となり」というふうな言葉を使っておりますけれども、これは「不成立となり」ではなくて「不成立とし」ではないかと思われませんが、そこをもし……誤りというか表現の仕方が不十分であれば、その訂正というか、口頭でもよろしいので訂正を願いたいと思います。

○建設部長（天内隆範） まず、「あえて」という言葉から説明します。

「あえて」という言葉には、無理してというふうな意味も辞書のほうに書いておまして、やらなくてもいいことを無理して通すというふうな非常にきつい表現だというふうなことだと、文字で起こしたときにはわかりやすい文章だという形で「あえて」という表現をさせていただいたのですが、意味を調べていくと非常に強い言葉だなということを感じました。説明の中では、「あえて」というよりも少しソフトな形で、「改めて」というふうな表現をさせていただいたものです。決して他意はなくて、素直にそういうふうな考えでやらせていただきました。「改めて」という言葉は、再度ということだと思いますので、1回議決をお願いしていることに対してもう一度お願いしますというふうな形で「改めて」という言葉を使わせていただきま

した。

請求額との大きな開きのことにつきましては、やはり6405万円に対して1450万円——4分の1にも満たない金額になっております。どうして今回それで了解したのかというふうな話なのですけれども、調停を進める中で、当初は全て遮音効果だと、それと当方には責任がないというふうな主張を皆さんのほうにさせていただいて、6400万円という請求額を積み上げております。ただ、今までの議会答弁の中、それから、調湿効果があるというふうな結果とか、そういうものも含めまして、いろいろな証拠書類を調停委員のほうに出しております。そのやりとりの中で、調停委員のほうからこういうのがあるよねと、その証拠書類について説明を求められたときに、市のほうとしては調湿効果と、それから結果的には設計ミスを見落とししたと、その2点を認めるという形になります。

議会の中でも御指摘があったとおり、原告——うちらは申立人というのですけれども、裁判の中でいえば原告なのですけれども、それがここまで譲歩するという事になったという形に、認めたということは譲歩した形になると思うのですけれども。その後、今回これで調停が成立せずに裁判となったときに、これからかかる弁護士費用が恐らく何百万円、それから期間が2年から3年の間というふうにかかると思います。そういうことも含めて、譲歩したことも含めて、それから今後かかる費用、それから期間、そういうものを総合的に判断して、今回は開きがあるというふうに認識はしておりますが、調停を行うほうが総合的に市としては賢明だという形で判断して、今回は調停を成立させたいというふうに考えております。

周知方法につきましては、いろいろな機会で聞かれればきちんとお答えするという形になりますけれども、御存じのとおり青葉団地は、事業のスタートから、石綿の件から、そして今回の設計ミスといった非常に多くの問題を抱えております。今回、調停を成立させることは可能でありましたけれども、最後の最後の調停のときも、調停という仕組みは公開されているというふうな仕組みではあるのですけれども、広く市民の方々にはなかなか調停の中身というのは出ず、非公開ということですので出ないという形になります。ですので今回、ここで使えばまた怒られるかもしれませんけれども、あえてこういうふうな形で、市ではこういう裁判と同じような調停をやって前の設計者の方と和解するのだよと、和解しましたではなくて、こういうふうな調停をやって和解することにしましたという、まずそういう形で周知することが、今までの青葉の一連の、皆さんも知っているとおりの問題の、最後の解決策としてはよいのかなという形で今回こういうふうにいたしました。

周知方法は、聞かれればいろいろな機会、いろいろなところで、仮に市政懇談会でも、もし質問が来ればきちんと答えるようにいたしますので。今回としては、まず調停をやって、これこれこういうことで市のほうのミス認めてこういう金額になりましたという形でお知らせしたほうが良いという形です。

そして、5番目の「不成立とし」ということなのですけれども、調停というのは相手方もあります。うちほうで今回否決となった場合は、まずは調停委員のほうにお話しをしたいと思います。それで相手方もありますので、仮にもし相手方のほうで、先ほども言ったとおり今まで以上のお金を積むとかというふうな譲歩ということも考えられますので——現実的にはないと思うのですけれども、やはりまだ段階あると思いますので、うちほうで勝手にこれで打ち切ってしまうという形ではなくて、一度調停委員のほうにこういう形で否決されたのですけれどもという形になったときに、相手方がそれなら受け入れないとなったときに不成立になるということになりますので、まず、もうワンステップあるということで、「不成立とし」ではなくて「不成立

となり」というふうな形で表現させていただきました。

○14番（松橋武史委員） 余りにも答弁が長過ぎて、結論だけでよろしいです。物を述べるときはまず結論からおっしゃっていただいて、その後に理由づけをしていただければすごくわかりやすいことであります。

最後は、部長の答弁、こうこうこうでこのようになりましたというような、最後の締めであります。「このように」というのを私は聞きたいのです。ですので、答弁にけちをつけるわけではありませんが、長い答弁になる場合については、まず結論を述べてから理由をおっしゃっていただいたほうが、一括方式なためこういうふうになってしまうわけでありませうけれども、答弁する側はしっかりと聞く側の立場を考えた上で話しただければと思います。

今、市としては、申し立て時の請求金額と解決金に大きな開きがあると認めた。認めていながらも、訴訟の提起をすることで損害金というか、市民の税金が無駄に使われてしまうのではないかと心配があるためという理由であったわけでありませう。うなずいていないところを見ればそうでないのでしょうか。私はそういうふう理解しました。間違っているのであれば間違っているというふう、次の答弁でお話をしていただければと思います。これを聞いてしまえば1回にカウントされてしまうから、仕方なく続けますけれども。そのように理解をさせていただきました。

そのような理解をしたのであれば、それで私はいいと思うのです。昨年9月の第3回定例議会で、裁判、調停でありますから、市側が主張することと相手側が主張すること、裁判官もしくは調停委員が適当な額を定めるのです。それを法律では適当な額というのです。その判断された適当な額に双方が応じられないということであれば、次の段階に進むわけですよね。この第5回調停については、おおよそ、100%と言ってもいいのかな、第5回調停については、調停合意と、調停合意のための第5回の調停ですよね。だとすれば、本当にこれは「あえて」なのですよね。してもしなくてもよいこと、やってもやらなくても結論は同じになることを、あえて議案を提出したと、前に結論が出ている内容を、改めて議案を提出したと。これについてどうなのだというのを聞いても、お答えが厳しいようでありますから。

我々議会人としては、提出された議案についてはしっかりと熟考し、市民の方々の意見を聴取し判断に臨むわけでありませう。ですので今後は、野村委員からもありませう、こういった前例のない、特別扱いするような議案については今後望まれないわけでありませう。あえて議決をされるようなこと、また、改めて議案を提出するということはしていただきたいということをお願い申し上げまして終わるわけでありませう。

最後に、ここは正式な場所でありませう。委員長からも、これから質疑があるかもわかりませうけれども、委員長の判断でしっかりと、このことについては嚴重注意を求めたいものでありませう。よろしくようお願い申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 委員長としては、本委員会はあくまでも審査の機関でございます。そういう意味では、我々は議会運営委員会を通して流れてきたものを審査してあります。ですから、このような案件の場合は議会運営委員会できちんと審議されることを望んでいきたいというふうにしてあります。

○建設部長（天内隆範） 先ほどの市民に損害がかかるという話ですけれども、私としては裁判費用がこれから数百万円かかるということを考えて、総合的に今回調停を成立させたいという、今後の費用と期間等を考えましてということなんです。いろいろなことを考えましてということでありませう。

○14番（松橋武史委員） 質疑もしていないのに部長がお答えになりましたので、そうなのかどうかということの確認をしたわけでありますけれども、また新たな答弁が出てきましたのでそれについてお話をさせていただきたいと思います。

だとすれば、不服がありながら調停に合意すると。しかしながら、費用がかさむためにというお話でありましたね。であれば、提訴した場合については、損害賠償請求した場合、これが認められた場合はですよ、という話になるのです。ということで、今の部長のお話は少ししゃべり過ぎかなと思う。（「聞いていないことに答えるなよ」と呼ぶ者あり）本当にそう思われます。せっかくいいところでまとめたかなと思ったのですけれども、また余計なことをしゃべりましたから。そうだとすれば、提訴すればどうなったかということも想定しなければいけない。あなたの答弁は、そのことを弁護士、また法律家に伺うこともなく、部長としての私見を述べることは少し多くしゃべったのかなというふうに思われます。（「削除」と呼ぶ者あり）削除までは求めることはしませんけれども、しっかりこういったことは残しておかなければいけないと思いますから。もし、みずからが削除を求めるのであれば、どうぞ、委員長に求めればいいことありますし、私からは申し上げませんが。たればで話をする場合はもう少し上手な表現であらわしていただければと思います。

○建設部長（天内隆範） 削除していただけるのであれば、私もちょっと言い過ぎたということで削除をお願いしたいと思うのですが、それは可能なものでしょうか。（「可能。委員長職権」と呼ぶ者あり）

○委員長（外崎勝康委員） 後で相談したいと思います。

○19番（一戸兼一委員） 要望で終わりますけれども、今いろいろ議論があつて議会からも声が出たわけですが、まずは問題は何かといたら、十分な調査をもって本来は調停案申立書を申請しているはずなのです。今回のケースは、政権が変わったということもあったかもしれないけれども、結論としては十分な調査が行われた上で調停案申立書を提出していなかったということもあるわけで。したがって、調停案の中でいろいろなことが出てきたということなのだけれども。

そしてまた、その中で結露が認定されたという。これにしても最初から、前の市政においてこの材料を通すために結露の対策にもなると言ってきたわけですが、そこが間違いなわけです。したがって、あくまでも遮音でいくのであれば、その材料そのものが結露まで効果があるのだとかは、我々議会を通すための詭弁であつて必要なかった。

ということで、今後はこういう調停案、いろいろ、今土地区画整理でも起こっている。一番問題なのは、しっかりとした反論ができる体制で臨んでいるのかということになってくるのです。今回のこの調停案も、誰がやったのかといたら市の法務指導監だとかなんとかというけれども、問題なのは、市の法務指導監でも何でもいければ、補助は誰なのだとことなのです。原告が補助になってやっていくばかはどこにもいない。原告というのはあなた方、市の職員ですよ。市の職員が弁護士にいろいろな意見を出して、そしてやっていく調停、裁判なんてあり得ない。我々も弁護士の補助をしているけれども、全くそれに関係ない人たちがその案件に対して、弁護士と一緒にどうやって反論していくか、どうやって詰めていくかということをやっていくわけであつて、その辺の組み立て、構成がまず市役所はなっていない。これをいい教訓に、裁判をやる、調停をやる場合にはしっかりとした、勝てる体制でもってやっていっていただきたい。

そしてまた、その前の案件を通す場合も、ミスの上塗りのような、全く関係のない遮音と結

露を、関係がないのにそれを引っつけて解決を図ろうなんていう下手な考え、けちな考えでいくとこういうことになるという、いい教訓にしてこれからやっていただきたい。

とにかく、調停の場合にはしっかりとした体制でもって申し立てをする。裁判の場合も一緒です。しっかりとした、勝てる体制で裁判をやる。今回の場合はそれがなされていないというのを十分反省すべき。

それからまた、裁判の場合は、負けても我々に議案を提出しないわけです。負けました、議案提出になりますか。我々が、いやいや、何で負けたのか、勝たねばまねと言ったって、否決になったところで決定になってしまうのです。今回の場合は調停だから、成立どうですかと来た。議員がみんなしゃべるのは、自分たちの調停に対するときの対応のまずさとか、私は恥の上塗りと言いますけれども、そういうこともあって責任を、今回の責任を議会に押しつけるのではないかと、みんなそういう思いもあるわけです。そういう思いもあっていろいろな反論になっていくわけですから。

責任は現市政がしっかりととらざるを得ない。前市政の責任を追及するのは別。ただ、現在の我々の段階ではみんなで責任をとりましょう。我々も青葉団地は賛成をしてきた案件です。個人的には反対だろうが何だろうが、議会としては賛成していたのだから、それに対する後始末だから。ただ、反省点はしっかりと持っていただきたい。この調停にしても、裁判にしてもやり方をもう一度見直して勝てる体制でやってほしい。みんな市民の負担なのだから、あなた方の負担でないのだからということ要望して終わります。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時51分 散会】